

環審第33号
令和5年1月20日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県環境審議会
会長 本仲 純子



瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について（答申）

令和4年10月5日付け環管第988号により諮問のありました案件について、次のとおり答申します。

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画については、別添の「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）」のとおりとすることが適当である。

なお、県においては、県民、事業者及び関係団体等の理解と協力のもと、本計画の効果的な推進を図り、きれいで豊かな海「とくしまのSATOUMI」の実現に努められたい。